

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 下中 隆広
競技種目： レスリング

2011-006 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 24 年 2 月 6 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



2011-006 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2011-006 事件の聴聞パネルは、平成 24 年 1 月 23 日、同年 2 月 6 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 24 年 2 月 6 日

早川 吉尚 早川吉尚

塚越 克己 塚越克己

村山 正博 村山正博

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 12 月 21 日・天皇杯・平成 23 年度全日本レスリング選手権大会）の各競技結果は失効する。
- ・ 本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 24 年 1 月 12 日から 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 競技会検査でその尿中代謝物が検出された物質「タモキシフェン」は、2011年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S4. ホルモン拮抗薬と調節薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 12 月 21 日・天皇杯・平成 23 年度全日本レスリング選手権大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。
- ・ また、今回検出されたタモキシフェンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人、競技団体関係者（事務局長代行、事務局員、スポーツ医科学委員）、2名の証人（A 及び B）による証言及び提出された文書（競技者本人の陳述書、関連資料等）、並びに、JADA から提出された文書（Doping Control Form 等）によれば、本件においては以下の各事実が認められる。

- (1) 今回検出されたタモキシフェンについては特定物質に該当するところ、資格停止期間の取消し又は短縮につき定める 10.4 項は、①自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明する必要があり、かつ、②使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠避を目的としたものではないことを証明できることを要求する。
- (2) この点、①について競技者は、(a)同居していた A が、タモキシフェンが一定の薬効を有するとされる深刻な病気を自らが患っているのではないかと疑い、(b) その治療のために入手・保有していたタモキシフェンを主成分とする内服薬を、(c) 競技者がカルシウム剤と間違えて服用してしまったという体内への侵入経路を主張している。

しかし、深刻な病気であるにもかかわらず、医師の診断を全く受けていなかったという点（しかも現在においても受診していない）、当該内服薬が医師の処方によらず（B を通じた個人輸入によって）入手されたものであるという点において、その病気が深刻なものである以上、上記(a)(b)の主張部分に不自然さを禁じえない。

また、(c)の誤飲の原因について競技者は、競技者と A の間においてピルケースを共有していたこと、A が当該内服薬を当該ピルケースに包装を全て破った状態で多数入れていたこと、当該内服薬について競技者が A に尋ねたところカルシウム剤であるとの偽りの答えをされたこと等が、すべて重なりあって誤飲につながったと主張している。しかし、どれも単体だけでも不自然さを否定できない行動である上、かかる不自然な行動が偶然にも全て重なりあって発生してしまったという段に至っては、俄かには信じがたいものがある。

本件においては、競技者の同居人である A、及び、当該内服薬の個人輸入を手伝った B が証人として証言しているが、それらの証言によっても、かかる主張の不自然さへの疑いを覆すだけの心証には至らない。すなわち、競技者は①の証明をすることができな

いと言わざるを得ない。

(3) よって、②競技力の向上その他の目的についての検討をするまでもなく、本件において資格停止期間の取消し又は短縮につき定める 10.4 項を適用することはできない。

(4) 他方、上記の体内への侵入経路の主張につき十分な証明ができておらず、それ以外に格別の主張もない以上、本規程 10.5 項における資格停止期間の取消し又は短縮との関係でも、その適用を認めることができない。

- ・ 以上の事情、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程 10.2 項の定めに基づき、1 回目の違反として 2 年間の資格停止とするのが相当であると判断される。
- ・ 本件では本決定に至るまで平成 24 年 1 月 12 日より本規程 7.6.1 項に基づき暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 24 年 1 月 23 日に暫定聴聞会が開催されている）。したがって、本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 24 年 1 月 12 日より 2 年間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上